

令和2年度 第3回 無電柱化推進のあり方検討委員会 議事要旨

1. 日時：令和2年11月17日 15:00～17:00
2. 場所：国土交通省11階特別会議室（Web会議）
3. 要旨

【吉岡局長挨拶】

- ここ数年台風による被害が相次ぎ、防災の観点から緊急輸送道路等における無電柱化の必要性が高まっている。また、コロナ禍ではあるが、観光の観点から無電柱化を求める声も強い。
- 今年度は無電柱化に関する2つの計画の最終年度である。当初は無電柱化推進計画として1,400kmの無電柱化を目標とした。その後、平成30年台風15号の被害を受け、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、更に1,000kmの無電柱化を進めることとなった。
- 現行の計画は合計で2,400kmの無電柱化を進めるという意欲的な計画となっているが、次期計画においてもこのペースを維持するのか、更なるペースアップを図るのか、その際どうやってコストダウンしていくのか、検討していく必要がある。
- 本日は委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴し、頂いた意見も踏まえながら計画をしっかりとまとめていきたい。

【屋井委員長挨拶】

- 無電柱化の課題は多方面に渡るので一気に解決するのは難しいが、課題解決に向けた検討を進める上で計画の見直しはちょうど良い機会であり、このタイミングをうまく活用して、地域にとって指針となるような計画としていきたい。
- 次期計画は、合意形成等の様々な課題を解決する上で、地域の創意工夫を後押しするような多様性をもったものになると良い。関係省庁、自治体と連携しながら進めていって頂きたい。

【質疑応答】

各委員のご意見等

- 今の資料では、無電柱化推進法を受けて、無電柱化をどういう風に進めていくのかという流れが見えてこない。今のペースで進めていくと、全ての道路で無電柱化を達成するには1,500年かかることになるが、それはその間違法状態が続くことを意味するので、抜本的な解決に向けて議論の仕方を考え直す必要がある。（松原委員）

- 地方自治体は財政支援が無いと無電柱化を進められないとのことであるが、道路管理者が主体となって進めるというのは無電柱化推進法で否定された考え方である。なるべく電力・通信事業者が主体的に進めるようにしていく必要がある。(松原委員)
- 本委員会で打ち出された大きな考え方として、資料1の36頁に示されている「既設電柱の占用制限の考え方」がある。この様な大きな方針を打ち出していないと、細かな調整を延々とやっていくことになるので、方向感をしっかり打ち出していきたい。(松原委員)
- 資料1には、次期計画に盛り込むべき事項が全て入っているため、メリハリが効いておらず、方向感が見えてこない。次回委員会においては、次期計画の内容を理解しやすいように方向感を示してほしい。(屋井委員長)
- 次回の委員会に向けて、次期推進計画の骨子を作っていこうとしている。無電柱化推進法を受けて無電柱化の進め方をしっかり変えていくという姿勢を見せていきたい。(吉田分析官)
- 無電柱化を進めていくことが良いことなのは誰が見ても明らかであり、その目的は、防災、安全・快適、景観・観光といった個別の目的だけに限定されるものではないと思われる。無電柱化が遅れている所で積極的に進めていくために、個々の目的を強調することは適当だとしても、無電柱化の多目的性を総合的に捉えていく必要があると思われる。(小幡委員)
- ご指摘のとおり無電柱化は総合的に進めていく必要があるが、計画を実施していく上で責任主体を明らかにすることも必要であると考えます。(屋井委員長)
- 資料1の7頁(3)について、「地方公共団体等が設定する景観形成地区」として3点掲げられているが、3点目にある「地区計画」は必須の要件となるのか。また、ここでいう「地区計画」は都市計画法等の法律上の「地区計画」なのか。(天野委員)
- 重要伝統的建造物群保存地区等の法律上の根拠がある区域の各道路において、各地区が無電柱化に関する計画を定めることを想定している。ここでいう「地区計画」は無電柱化に関するものであり、都市計画法等の「地区計画」ではない。(松平調整官)
- 資料1の28頁で、今年(2020年)7月の九州の水害について触れられているが、漂流物等の影響で電柱・電線にどのような被害が生じたのか。(鈴木委員)
- 先般の水害によって電柱・電線に相当の被害が生じたものと思われるが、詳細については追って調査し報告したい。(電気事業連合会 菅工務部長)

< - 電気事業連合会後日確認 - 人吉市中心部（人吉駅周辺）の浸水エリアにおける架空設備の被害有無を九州電力送配電(株)に確認しましたが、被害（電柱、電線、機器）はございませんでした。>

- 資料 1 の 8 頁のフローについて、「次期推進計画の整備目標決定」が最後に来ているということは、次期計画の策定の前にこれらの検討を行う必要がある。既に計画策定のプロセスは進んでいるので、当該検討は並行して行うということであろうが、地域における対象道路・地区の検討が国の計画策定と結び付くという点について、しっかり伝わるようにしなければならない。（屋井委員長）
- 資料 1 の 8 頁のフローについて、従来は全国で目標値を定めてから各地の目標値を決めていた。今回はまず現場での議論を通じて、今後 5 年間、10 年間のニーズを明らかにした上で、全国の目標値を決定し、具体の箇所を決めていくことを考えている。（吉田分析官）
- 従来の協議会方式は目標延長を定めて、その中で各種の調整を行ってきたが、柔軟性に欠けていたように思われる。目標が定まる前に計画の内容が決まっているのは変な話なので、そういったことが無いようにしてほしい。また、電線共同溝方式にとらわれず、多様な整備手法や低コスト手法を活用できるようにしていく必要がある。（屋井委員長）
- 資料 1 の 15 頁について、沿道民地の電柱については基本的に電線管理者で無電柱化すべき。直轄国道の緊急輸送道路約 4 万 km のうち、沿道民地の約 2,400km に電柱があるとのことであるが、地方道はどうなっているのか。分かるのであれば把握しておいた方が良くと思う。（屋井委員長）
- 資料 1 の 15 頁について 沿道民地においては、電柱倒壊による道路閉塞の危険性が高い箇所を中心に無電柱化を行っていくことになる。（吉田分析官）
- 次期計画は何年先までを計画期間とするのか。（屋井委員長）
- 次回委員会では次期推進計画の計画期間をしっかり示したい。今のところ社会資本整備重点計画との整合性を踏まえ、計画期間は 5 年を想定している。（吉田分析官）
- 資料 1 の 20 頁について、次期推進計画に盛り込むべき事項が列挙されているが、例えば仕様統一について、何年後までに行うのか、アクションプランはどうするのかなど、具体的な道筋が見えるようにする必要があるものと思われる。（屋井委員長）
- 資料 1 の 20 頁について 全部の取組については書けないかもしれないが、可能な限り「～年度までに実施予定」という見込みを記載していきたい。（吉田分析官）

- 資料 1 の 30 頁について、諸外国の水害対策がまとめられているが、日本の場合はどのような対策を行うことになるのか。(屋井委員長)
- 水害が予想される地域については、現時点では柱状トランスを活用していくことになると思われる。(吉田分析官)
- 資料 1 の 15 頁について、「電線管理者が主体的に実施」すると言っても、道路管理者側からお願いして無電柱化が進むようではこれまでと変わらないのではないか。(松原委員)
- 「電線管理者が主体的に実施」するとあるのは、道路管理者側からお願いするというのではなく、電線管理者が自発的に計画を定めて整備していくことを想定している。ただし、道路管理者が全く無関係ということではなく、例えば防災目的がメインであっても景観の効果も生じるなど、無電柱化の目的は複合的なので、道路管理者と電線管理者が柔軟に連携していくものと考えている。(吉田分析官)
- 資料 1 の 38 頁には「市街地開発事業等」とあり、道路事業も含むというニュアンスがあるが、41 頁に出てくる「面整備事業」になると「市街地開発事業その他これらに類する事業」のみを指し、道路事業が含まれないように思われる。道路事業であっても、新築や改築に合わせて無電柱化していけばコストを抑えられるので、「面整備事業」に含んだ方が良いのではないか。(天野委員)
- 道路法施行規則の改正を受け、面整備時の無電柱化が原則となった。これを受け道路事業に関しては、直轄国道 42 km の無電柱化を電線管理者へ通知済みであり、他の道路へも順次展開していく予定である。他方、土地区画整理事業や開発行為については、これから具体的な運用のあり方を検討する。(吉田分析官)
- 道路事業に関しては、道路の新設の際に原則として無電柱化することが法令上規定されているが、次期計画において、拡幅工事やバイパス工事も含めて、原則として無電柱化を行うことを盛り込んでいきたい。(環境安全・防災課 荒瀬課長)
- 面整備時の原則無電柱化について、法令上決まっているとしても実際に運用していくのが難しいことはやむを得ないが、電柱の新設を抑制していくことは極めて重要である。本原則を既定のものとして、強く打ち出していくことが肝要であり、そのためには積極的に広報するなど、広く周知していく必要があると思われる。(小幡委員)
- 面整備事業について、無電柱化推進 WG を立上げ、関係者間で議論をスタートさせたところである。無電柱化を目指すという方向性は一致しているものの、面整備事業は民間活力の活用を前提としており、無電柱化が過度な負

担になると面整備自体を抑制することになってしまう。今は資料1の46頁でお示したとおり、事業の各段階でどのような調整を行えば負担を軽減できるかのノウハウを整理しているところであり、検討の成果を本委員会にもフィードバックさせていただきたい。(街路交通施設課 中村課長)

- 無電柱化を進めていくという前提は共有した上で、それをどうやって実現していくのか調整しているものと理解した。(小幡委員)
- 面整備事業関係の資料に関しては、内容が分かりにくいため趣旨が伝わってこない。面整備だからと言って直ちに全てを無電柱化せよというのは現実的ではなく、街の中心部の幹線道路と、地区内の人しか使わない細い道路との扱いは自ずと違ってくるはずで、目的別に優先順位を示す必要がある。今後はそのような方向性を示してもらった方が良いでしょう。(屋井委員長)
- 資料1の56頁について、3ポツ目に「新たな制度や費用負担の見直しを検討する」とあるが、具体的にどう行っていくのか。(鈴置委員)
- プラスの外部効果については、第1回委員会において、山内委員から鉄道の開発が沿線に及ぼす利益の還元に関するスキームについてご紹介があった。これも踏まえつつ、色々な事業を参考に検討を深めていきたいと考えている。(吉田分析官)
- 「費用負担の見直し」とあるが、無電柱化によって電線管理者が負うコストは架空線を利用する場合の10倍であり、「電線管理者が主体的に実施」が単独地中化を意味するとなると、箇所によっては厳しい所もある。電線管理者が提供するサービスの対価にプラスの外部効果をどう織り込んでいくか議論させて頂きたい。(日本電信電話(株) 牧次長)
- 本件よろしいですか？その方向で議論を活発化したいと思います。(屋井委員長)
- 資料1の56頁に関連して、以前も紹介したが、大庭哲治氏(京都大学准教授)の論文によると、無電柱化が実施された周辺地域において10%程度地価が上昇したとのことである。電線管理者が主体的に無電柱化を進めるならば、地価の上昇に伴う利益を電線管理者に還元していくスキームについて、制度論的に深掘りしていきたい。(松原委員)
- 六本木の再開発は、民間事業者が自分で無電柱化を行い、結果として資産価値が上がっているものと思われる。ところで資料1の56頁1ポツ目に出てくる「期待」は誰の何に対する期待なのか。(屋井委員長)
- 電柱・電線がある箇所で電気を使用している利用者は、電柱・電線があることで電気を使えるという「期待」を有しているものと考えられる。なお、当該文言については、現行の推進計画に出てくる文言でもある。(吉田分析官)

●資料1の15頁において、「②長期停電や通信障害の防止を目的」とする場合は「電線管理者が主体的に実施」と整理しているが、「①市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的」とする場合にも当てはまる場合には、③のとおり道路管理者と電線管理者が連携して実施していくことになる。これまでは道路管理者が無電柱化した箇所を中心に整備してきたが、今後は電線管理者からもニーズのある箇所をご提案頂き、役割分担をしっかりとしながら整備を進めていきたい。(環境安全・防災課 荒瀬課長)

○資料2の11頁に「広域機関」とあるが、何を指しているのか。(鈴木委員)

●電力自由化を受け、2015年に新しく「電力広域的運営推進機関」という組織が設立した。それまでは地域ごとに電力会社が個々に独立し、地域をまたいだ電力のやり取りは企業間の調整に委ねられていた。広域機関は各電力会社の上に立つ組織であり、ある地域で電力供給が不足する場合は、電力供給が十分な地域から電力を供給するように指示することができる。なお、組織については、全電気事業者が会員であり、会費によって運営されている。(資源エネルギー庁電力基盤整備課 小川課長)

○資料3によると、次回委員会で「次期推進計画骨子案」が示され、そのまま計画が策定されるようであるが、次回が最後の委員会となるのか。(屋井委員長)

●資料の構成上、「次期推進計画骨子案」がそのまま「次期無電柱化推進計画」に移行するよう見えるが、その間にパブリックコメントの募集などを通じて、様々なご意見を反映させていきたいと考えている。また、次回が最後の委員会とは考えていない。(吉田分析官)

○1980年代にプラザ合意で円高が急速に進んだ際、電力会社は莫大な収益を得たが、その時に無電柱化を進めていたら大幅に整備が進んだものと考えられる。資料2の14頁にレベニューキャップ制度の説明があるが、これはそのような事情を想定したものなのか。(松原委員)

●1980年代の経緯は承知していないが、レベニューキャップ制度については、無電柱化推進計画に沿って各社が事業計画を策定し、必要な費用の合計が収入上限となる仕組みである。(資源エネルギー庁電力基盤整備課)

○国土交通省の策定する無電柱化推進計画と各電力会社の事業計画がうまく連動するように、柔軟な対応をしてほしい。(屋井委員長)

以上